

## 阿賀野市監査委員告示第4号

## 財政援助団体等監査の結果に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、阿賀野市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和7年12月16日

阿賀野市監査委員 照 田 伸 宏

阿賀野市監査委員 風 間 輝 榮

- |   |             |                             |
|---|-------------|-----------------------------|
| 1 | 監査対象の指定管理者  | 株式会社 あがの<br>代表取締役社長 丸 山 正 孝 |
| 2 | 監査対象の公の施設   | 道の駅 あがの                     |
| 3 | 所 管 課       | 建設課                         |
| 4 | 監査の結果及び措置内容 |                             |

監査の結果 (指摘事項)	使用許可に関する業務において指定管理者との協議に対して、起案等による意思決定がなされていなかった。適正な事務遂行に努められたい。
措置内容	<p>【建設課】</p> <p>施設使用許可業務における施設利用料金の額について、阿賀野市道の駅及び管理に関する条例第11条第2項の規定に基づき、指定管理者が1時間・1m<sup>2</sup>あたり65円の範囲内で料金を別途定める場合、事前に指定管理者から文書により協議を受け、文書により承認を行う。</p> <p>なお、本件については、現所管課の商工観光課に引継ぎを行う。</p>